

議会基本条例策定特別委員会（第3回検討事項）会派検討内容

資料2

検討事項	議会広報の充実		議会活動に関する資料の公開		委員会等の資料開示（※要執行部協議事項）		議案等に関する各議員の態度の公表	
「考え方」 前回提示内容	①市議会だよりや市議会ホームページにより議会活動についての情報をわかりやすく積極的に周知するよう努める。 ②インターネット等をはじめとする情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会や市政に対して関心を持つよう広報活動に努める。 ③広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努める。		議会は情報公開の実施機関の一つとして市民の知る権利を保障し、福島市情報公開条例(平成10年条例第1号)の定めるところにより、議会が保有する情報を市民等の求めに応じて、原則公開しなければならない。		より開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有、積極的な情報公開を進めるため、議案や委員会審査等に関する資料等について、議会だよりや市議会ホームページ等を通じて公開するよう努める。		議会は、議決に対する説明責任を果たすとともに、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むうえで、各議案、請願・陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、市議会だより、市議会ホームページ、会議録等での公表に努める。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	考え方①は「市議会だよりや市議会ホームページにより議会活動についての情報をわかりやすく積極的に周知しなければならない。」とする。	○	—	×	盛込むにはいろいろな問題があるので検討を要する。	○	—
みらい福島	○	③組織を設置する	○	—	○	—	○	—
市民21	○	考え方③の「組織の設置に努める」は「組織を設置しなければならない」とし設置の義務化を図る。組織の形態や機能はあくまで今後の検討。HPの充実等は条例を待たずとも実施すべき。	○	原則公開を理念としつつも、具体的な非公開文書の整理が必要。	○	あくまで議案等の補足説明の資料であるので、審査前の開示は関連性や何の補足なのか混乱を招くおそれがあるため明確になる審査終了後の開示とすべき。	○	「先例205 採決システムを導入した場合の採決方法について」による採決システム導入の考え方を前提とし、それまでは議会運営の効率等を鑑み従前通り、議会運営委員会での協議とすべき。
公明党	○	—	○	—	○	努めるべき。執行部との協議。説明が必要になるのでは。	○	西棟ができるまでの対応をどうするのか。
日本共産党	○	①、②については文章のとおりで異議なし。 ③について、議会広報を充実させるうえで、①、②を具体化し進捗状況をチェックする組織が必要。なので「設置に努める」ではなく、「設置すること」との文言ではどうか。	○	「市民の求めに応じ」ではなく原則ホームページや議会だよりですべて公開すべき。	○	執行部と協議が必要なものについては、当局と会派代表者で協議の上、基本はすべて公開すべき。	○	19年8月の採決システム導入の際の「議運での申し合わせ」は生きており、システム導入以前でも賛否が分かれたものについては、すべて氏名を公表することが市民に対する議会としての説明責任ではないか。したがって「公表に努める」ではなく「公表するものとする」との文言ではどうか。
社民党・護憲連合	○	—	○	—	○	—	○	—

※注）【条例案掲載】欄 ○：盛込むべき、×：盛込まない